

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
池田保健所	<p>委託契約において、受注者に再委託の必要が生じた場合は、発注者は受注者に書面により通知させ、承認しなければならないとされている。</p> <p>下記委託契約について、受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手続を行っていたが、その後、変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係る承認にあたって、書面通知の入手や再委託の意思決定が行われていなかった。</p> <p>契約名称：新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務委託</p> <p>1 当初契約</p> <p>(1) 契約期間 令和3年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>(2) 契約金額 7,080,290円</p> <p>(3) 再委託業務 検体採取業務 検体採取受付業務及び検体採取場内整理業務</p> <p>(4) 再委託期間 令和3年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>2 変更契約（1回目）</p> <p>(1) 契約期間 令和3年4月1日から同年9月30日まで</p> <p>(2) 契約金額 14,366,411円</p> <p>3 変更契約（2回目）</p> <p>(1) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(2) 契約金額 26,469,953円</p>	<p>検出事項について、今後、同様の契約により事業を実施する際には、指針等に基づき、再委託に係る書面通知の入手や書面による承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針】</p> <p>4 承認の手続き</p> <p>(1) 受注者に再委託又は再々委託(以下「再委託等」という。)の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。</p> <p>(2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2及び3に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。</p> <p>(5) (1)から(4)の規定は、承認した再委託等の内容を変更する場合について準用する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務契約書】 (再委託等の禁止及び誓約書の提出)</p> <p>第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p>	<p>検出事項の原因は、変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係る承認についても受注者から書面通知を入手した上で承認を行う必要があるという認識が不足していたことである。</p> <p>再発防止のため、本件指摘事項について、所内に周知を行った。</p> <p>今後は、委託契約において、受注者に再委託の必要が生じた場合は、受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手続を行い、委託期間延長に係る変更契約の際も同様に承認手続を行うよう徹底する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）